

付議案第 47 号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める
規則案

上記の付議案を提出する。

平成 23 年 6 月 29 日

福岡市教育委員会

教育長 酒井 龍彦

理由

本件は、福岡市東光公民館の新築移転に伴い、福岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

福岡市公民館条例の一部を改正する条例（平成 23 年福岡市条例第 19 号）中附則に規定する改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

【東光公民館位置図】



原案可決

平成23年3月14日

議案第69号

示告
平成23年3月17日
福岡市条例第19号

議案第69号

福岡市公民館条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成23年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、東光公民館及び室見公民館の新築移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市公民館条例の一部を改正する条例

福岡市公民館条例（昭和39年福岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡市東光公民館の項中「東光二丁目」を「東比恵二丁目」に改め、同表福岡市室見公民館の項中「室見五丁目」を「室見三丁目」に改める。

附 則

この条例中別表第1 福岡市室見公民館の項の改正規定は平成23年4月1日から、同表福岡市東光公民館の項の改正規定は教育委員会規則で定める日から施行する。